

# 海洋基本法・海洋基本計画の 見直しにあたっての政治の役割



東海大学 教授/日本国際交流センター・シニア・フェロー

武見 敬三

# 我が国の主な海洋関係国内法令

(2007年以降)

**2007年 海洋基本法**

**2007年 海上運送法・船員法の一部を改正する法律**  
(国土交通省)

**2007年 領海外国船舶航行法(国土交通省)**

**2009年 海賊処罰対処法(総合海洋政策本部事務局)**

**2010年 低潮線保全拠点施設整備法**  
(総合海洋政策本部事務局)

**2011年 鉱業法の一部改正等に関する法律**  
(経済産業省資源エネルギー庁)

# 海洋に関する法制度の整備に係わる

## 3 つのアプローチ

### 1. 法律家的アプローチ

#### 1-1. 国連海洋法条約に基づく国内法整備

- 例えば、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的行使等に関する法律（1996年同条約批准時に同時に採択）

#### 1-2. 海洋基本法(2007年)附則2

- 法律施行後も5年後見直し規定あり
- 海洋基本計画(2008年)も5年後見直しあり

#### 1-3. 理念法としての海洋基本法

- 手続法的例外は、総合海洋政策本部設置規定および海洋基本計画の策定の規定

#### 1-4. 海賊処罰対処法(2009年)

- 低潮線保全拠点施設整備法(2010年)(総合海洋政策本部事務局起案)
- 離島の基本方針(2009年12月)
- 排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査に関する今後の対応方針を本部決定(2011年)

# 海洋に関する法制度の整備に係わる

## 3 つのアプローチ

### 2. 官僚組織的アプローチ

#### 2-1. 法案策定における負の権力争い

- いずれの府省も自らが中心役割を担わない法律案の策定を回避する傾向、例えば、海洋基本法を起案を主導する省の不在

#### 2-2. 各省個別の法律案件を優先

- 領海等における外国船舶の航行に関する法律 (2008年7月:国土交通省)
- 改正鉱業法 (2011年7月:経済産業省)

#### 2-3. 各省個別法に基づく予算権限の堅持

- 海洋関連予算は省内優先順位に基づき策定
- 総合海洋政策本部に予算調整機能は認められておらず

#### 2-4. 海洋基本法12の基本的施策に基づく 現行海洋基本計画の限界

# 海洋に関する法制度の整備に係わる

## 3 つのアプローチ

### 3. 政治家的アプローチ

- 3-1. 各省個別対応では解決不可能な課題への介入  
- 海洋基本法起案主導
- 3-2. 立法活動を通じた国家意思の確立  
- 海洋基本法
- 3-3. 官邸機能強化による縦割り行政排除  
- 総合海洋政策本部の設置
- 3-4. 国家安全保障 > 資源開発 > 環境保全
- 3-5. 政治課題としてのモメンタムの増強
  - 3-5-1. 各会派内の推進母体の設置
  - 3-5-2. 超党派議連の設立

# 日本の海洋権益をどのように守っていくか？

## 推進母体の設置

- **海洋権益WT 2003年設立**
  - 2004年3月26日 初会合
  - 2004年6月15日 「海洋権益を守るための9つの提言」
  - 2004年8月25日 最終会合
- **海洋権益特別委員会**
  - 2004年10月22日 設置
  - 2006年3月17日 最終会合

# 日本の海洋権益をどのように守っていくか？

## 推進母体の設置

- **海洋政策特別委員会**
  - 2006年4月24日 設置
  - 2009年4月24日 最終会合
- **宇宙・海洋開発特別委員会**
  - 2009年10月29日 初会合 委員長 河村建夫
  - ~至 現在

2005年 11月

- ・海洋政策研究財団「海洋と日本 21世紀の海洋政策への提言」

2006年 4月

- ・超党派の国会議員及び海洋各分野の有識者による海洋政策の勉強会として、「海洋基本法研究会」が発足（代表世話人：武見敬三、座長：石破茂）
- ・4-12月まで集中的に審議。「海洋政策大綱」、「海洋基本法案の概要」をとりまとめ。
- ・これに基づき、自民・民主・公明の3党が主導して、「海洋基本法」作成。

2007年 4月

- ・超党派の議員立法で、国会に海洋基本法案を提出、可決成立。

2007年 7月

- ・**「海洋基本法案」施行。**

2007年 10月

- ・海洋基本法制定記念大会を開催。

2007年 11月

- ・海洋基本法制定に尽力した国会議員・有識者等が引き続き連携協力して、海洋基本法研究会の議論を踏まえて我が国の海洋政策のあるべき姿を検討し、その成果を我が国の海洋政策に反映させていくため、「海洋基本法フォローアップ研究会」を設置（代表世話人：中川秀直、共同座長：前原誠司、大口善徳）



# これまでの海洋基本法フォローアップ研究会での議論 超党派議連での取り組み

- 「総合的な取り組みを要する海洋重要施策」  
-2008年 5月 とりまとめ
- 「新たな海洋立国の実現に関する提言」  
-2009年 4月 内閣総理大臣に提言
- 『「新たな海洋立国の実現」に向けた提言』  
-2010年 6月 海洋政策担当大臣に提言
- 「東日本大震災復興に関する海洋立国の視点からの緊急提言」  
-2011年 5月 内閣総理大臣に提言

# 今後の「政治家的アプローチ」に求められる課題

## 1. 国家安全保障

- 尖閣諸島の領海・排他的経済水域、東シナ海における中間線より日本側の排他的経済水域を守るための国家的意思の強化と体制整備

## 2. 本部機能の強化

- 2012年本部の見直し規定に基づく本部の在り方、機能の総括と具体的な本部機能強化の提言
- 単なる総合調整機能でなく主体的及び戦略的な政策立案機能強化に基づく積極的総合調整機能強化
- 総合海洋政策本部令に基づく参与会議の活性化による官民協力の促進

## 3. 2013年海洋基本計画の5年後見直し規定に基づく過去5年の総括と具体的な政策提言

# 今後の「政治家的アプローチ」に求められる課題

## 4. 排他的経済水域管理法の策定

- 排他的経済水域における我が国の国益を守る国家としての意思を強固にする象徴的立法措置の必要性の増大
- 国連海洋法条約及び海洋における自由の原則に留意しつつも単なる理念法でない手続法としての法整備
- 海洋政策研究財団の提言(2012年6月)  
「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制の整備についての提言」
- 民間における排他的経済水域管理法案タスクフォース設置